令和６（2024）年度　第１回佐久市いじめ問題対策連絡協議会　会議次第

日時：令和６（2024）年１１月１３日（水）
午後１時３０分～３時１５分
場所：佐久平交流センター２階　第５会議室

１　開　会

２　委嘱書交付　　３分

３　教育長あいさつ　３分

４　会長あいさつ　　３分

５　自己紹介　　５分

６　報告事項
（１）佐久市いじめ防止等のための基本的な方針の改定後の取組について 資料１
５分

７　議　　事
（１）令和６年度のいじめ問題対策連絡協議会の協議について　資料２　５分

（２）国におけるいじめ防止対策の状況について　資料３　　１０分

（３）佐久市におけるいじめの発生状況について　資料４　　３０分

（４）各校におけるいじめの防止等の取組について　　３０分

（５）その他　　５分

８　閉　会　　（約１時間４５分）

資料　1

佐久市いじめ防止等のための基本的な方針の改定後の取組について

1　改定の経過

佐久市いじめ防止等のための基本的な方針（以下「市基本方針」という。）は、平成25年に施行された「いじめ防止対策推進法」第12条に基づく、地方自治体が定める、いじめ防止等のための基本的な方針であり、佐久市では平成26年に策定し、国の方針の改定に合わせ、令和元年に一部改訂を行っていました。

その後、佐久市では、令和5年に「佐久市の子ども権利条例」、「佐久市いじめから子どもを守る条例」がそれぞれ議員提案により制定されるなど、子どもの権利を守ることや、いじめ問題に対する取り組みの重要性が大きく取り上げられていること、また、前回の改定から5年も経過しており、内容的にもアップデートが必要であったことなどを踏まえ、昨年度改定に向けた協議をスタートしました。

そして、本協議会においては、市教育委員会の諮問基づき、実際の市基本方針（案）について協議を行い、令和6年3月に市教育委員会に対して、本協議会としての市基本方針への意見をまとめその内容を答申したところであります。

その結果、令和6年4月に市教育委員会は、本協議会の答申を踏まえ市基本方針を改定し公表しております。

2　改定後の取組

【令和6年4月】

（1）市ホームページで公表

（2）全ての公立小中学校に市基本方針を送付するとともに、市基本方針の改定を踏まえ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の本年度中の見直しを指示。

【令和6年5月】

（3）佐久市教頭会において、佐久市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について、改定の趣旨、方針のポイント等を確認するための研修を実施。

【令和6年7月】

（4）佐久市校長会において、佐久市いじめ防止等のための基本的な方針の改定について、改定の趣旨、方針のポイント等を確認するための研修を実施。

【その後】

（5）11月22日のいじめ・不登校担当者会議において、各学校の「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の見直し状況等をお互いに確認しあう場を設けることとしている。

市基本方針の改定をしっかりと学校の方針に落とし込み、佐久市の目指す方向
①いじめの未然防止　②いじめの早期発見　③適切な対応　を実現する

資料　2

令和6年度のいじめ問題対策連絡協議会の協議について

1　本年度の協議事項について

令和5年度は、佐久市いじめ防止等のための基本的な方針の改定時期であったことから、主に本方針の改定について協議会で協議しご意見を伺った。

令和6年度については、方針等の改定は予定されていないため、国や県、佐久市のいじめ防止対策の状況、加えていじめの発生状況等をご確認いただく中で、佐久市教育委員会としてどのようにいじめ防止対策に取り組んでいくのか、ご意見をいただきたい。

※いじめ防止等のための基本的な方針の改定などがない年度は、基本的にこのような形で進めていくこととなります。

2　実際の協議会の進め方について

(1)第1回の協議会

本日の第1回協議会において、国のいじめ防止対策の状況、佐久市におけるいじめの発生状況、市内学校における取組をご説明し、委員の皆様からご意見をいただく。

(2)第2回の協議会

ア　第1回で出された意見を市教育委員会への協議会意見としてまとめる。

イ　加えて、いじめ防止等に資する研修を、協議会委員の皆様と、学校関係者も参加できる形で実施し、よりいじめ防止に対して効果のある会とする

※イについては、どのような研修にするか現在検討を進めております

●いじめ防止対策の現状、いじめの発生状況、佐久市内での取組を知っていただいたうえで、どのように今後いじめ防止に取り組んでいくべきか皆様の幅広い知見からご意見をいただければと考えております。

資料 3

国におけるいじめ防止対策の状況について

1 いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂（令和6年8月）

国は、いじめの重大事態の発生件数が増加傾向にあり、依然としていじめ防止対策推進法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況、加えて法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、平成29年に策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂。合わせて、「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）の内容も本ガイドラインに盛り込み一本化するとした。

2 改訂の概要

次ページに国が作成した概要を添付。重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すこととなっている。

3 佐久市教育委員会としての対応

(1)佐久市いじめ防止等のための基本的な方針について

いじめ防止対策推進法、国のいじめ防止等のための基本的な方針が改正されたわけではなく、あくまでも法等に則した適切な調査を実施するためのガイドラインの改訂であることから、いじめ防止対策推進法に基づき、国のいじめ防止等のための基本的な方針を参酌して作成した「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針」の改定は不要である。しかしながら、「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針」には、20ページに「国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）・「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月文部科学省）に基づき、適切かつ真摯に対応します。」という記載があることから、文言の修正を教育委員会で行う。

(2)ガイドラインの周知について

本ガイドラインにおいても記載されているが、「平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要」とされている。市教育委員会では、すでに全ての学校にガイドラインの改訂について周知を行うとともに、全ての学校の担当者が集まる11月22日の「いじめ・不登校担当者会議」においてもその内容を確認することとしている。

(3)チェックリストの活用

改訂されたガイドラインでは、重大事態対応におけるチェックリストが用意されている。市教育委員会、各学校で共有するとともに活用していくこととする。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

文部科学省

背景

・平成29年３月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成

・重大事態の発生件数は、令和４年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

⇒今回の改訂により、**重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化**。**円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応**を促す。

○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第２章】

・全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第３章】

・重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第４章】

・児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第６章】

・自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第７章】

・調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第８章】

・標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載

・調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

（その他）・調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
・重大事態対応におけるチェックリストを作成
・「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年３月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

資料 4

佐久市におけるいじめの発生状況について（過去5年間の推移）

文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

1 認知件数

(1)佐久市立の学校における認知件数　　単位：件

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	83	104	99	167	128
中学校	42	14	22	14	26
計	125	118	121	181	154

(2)全国における認知件数　　単位：件

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930
中学校	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703
計	591,069	501,774	598,499	663,348	711,633

【表 1-1】

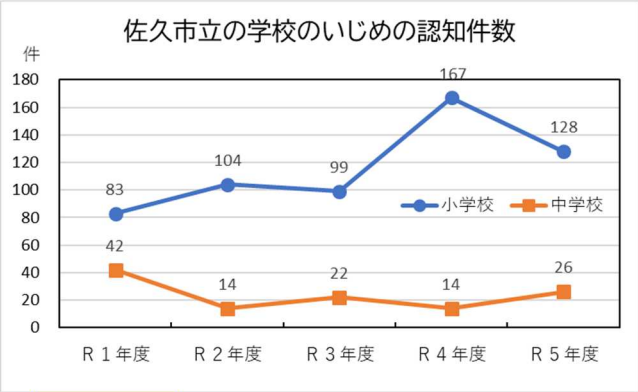

【表 1-2】

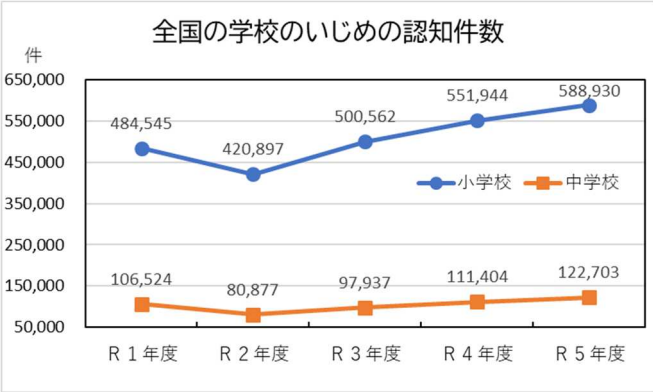

【ポイント】

いじめの認知件数は、全国的な傾向として、小学校、中学校ともに令和2年度以降増加傾向にある。佐久市立の学校については、小学校は、令和5年度は減少したが、全体的にはこの期間において増加傾向にあるのに対して、中学校はほぼ横ばい傾向である。

※国は、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響と考えており、また、増加の背景としては、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実など児童生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめの積極的な認知が進んだことが考えられるとしている。

【参　考】令和5年度全国のいじめの重大事態発生件数

小学校　548件（前年度390件）　　中学校　491件（前年度374件）　　過去最多

佐久市立の学校における重大事態は0件であるが、国は、実際に認知された重大事態の多く（37.5%）は重大事態と把握する以前にはいじめとして認知されておらず、早期発見、早期対応などに課題があるとしている。

2　1, 000人当たりの認知件数

(1)小中学校における 1,000 人当たりの認知件数　　単位:件

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
佐久市立の小学校	16.2	20.2	19.5	32.7	25.6
佐久市立の中学校	16.4	5.6	8.7	5.8	10.6
全国の小学校	75.8	66.5	79.9	89.1	96.5
全国の中学校	32.8	24.9	30.0	34.3	38.1

【表 2-1】

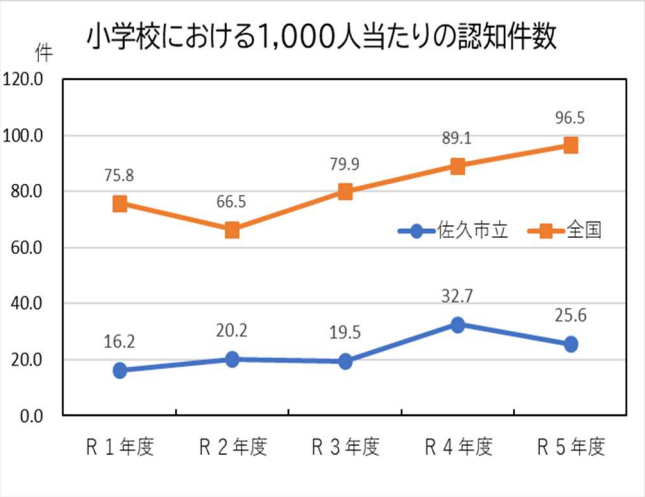

【表 2-2】

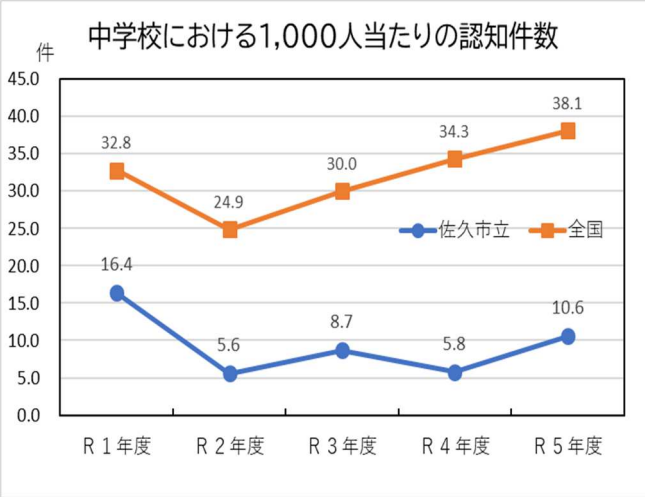

【ポイント】

1,000 人当たりのいじめの認知件数は、全国と比較すると、佐久市立の学校は小学校、中学校ともに低い値となっている。1,000 人当たりの認知件数は、市町村によって大きく差があり、いじめの早期発見、積極的な認知とも大きく関わるものであり、この値が低いからよいのではなく、見つけられていないいじめがあるのではと考えていく必要がある。

※長野県全体の 1,000 人当たりのいじめの認知件数は、全国と比べて10ポイントほど低くなっています。

3　いじめの解消率

(1)いじめの解消率(各年度末時点)　　単位:%

	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
佐久市立の小学校	100%	87%	73%	71%	76%
佐久市立の中学校	95%	100%	91%	100%	92%
全国の小学校	84%	78%	80%	77%	78%
全国の中学校	82%	77%	79%	76%	76%

※いじめの解消とは:下記2項目を満たした状態。①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続。②被害児童生徒本人及びその保護者に対する面談等により、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが認識できる。

【表 3-1】

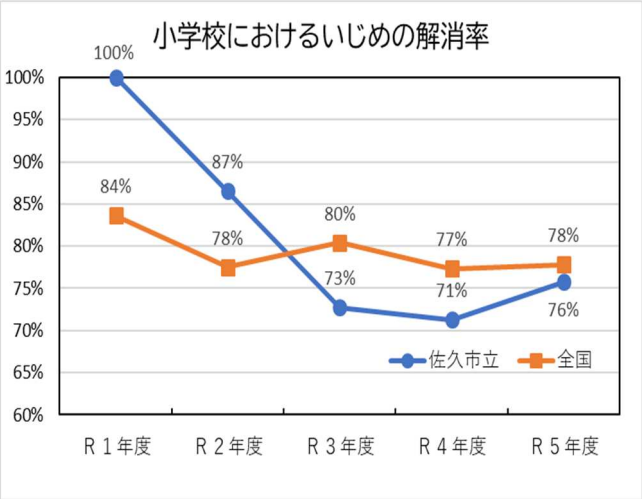

【表 3-2】

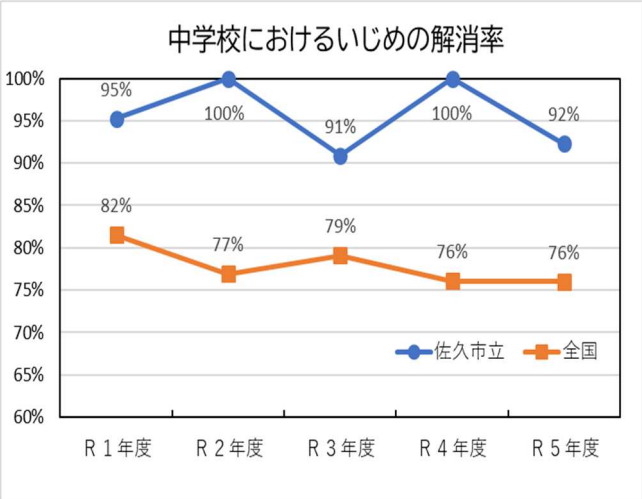

【ポイント】

年度によって差異はあるが、解消率は小学校においては、この期間は下がっており、全国と同程度となっている。また、中学校においては高い解消率を維持しており90%超えている。なお、年度末時点において、解消していない事案については、引き続き解消に向けた取組を実施している。

※長野県全体の解消率は、全国よりも若干高くなっています。また、国は解消率については、SNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組んでいる傾向も考えられるとしています。

4 いじめの態様

(1)小学校におけるいじめの態様(複数回答可)　　単位:件・%

	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R5年度 全国(参考)
	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	認知件数に対する割合
冷やかしやからかい、悪口等	53	64%	61	59%	62	63%	108	65%	90	70%	58%
仲間はずれや、集団による無視	13	16%	13	13%	14	14%	21	13%	9	7%	12%
遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	12	14%	25	24%	27	27%	42	25%	36	28%	25%
ひどく叩かれたり、蹴られたりする	2	2%	8	8%	2	2%	17	10%	5	4%	7%
金品をたかられる	0	0%	0	0%	1	1%	0	0%	0	0%	1%
金品を盗まれたり、壊されたりする	7	8%	11	11%	16	16%	7	4%	11	9%	5%
嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする	18	22%	9	9%	6	6%	9	5%	7	5%	11%
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される	3	4%	1	1%	0	0%	1	1%	5	4%	2%
その他(おせっかい等)	0	0%	9	9%	7	7%	5	3%	3	2%	4%
合計	108		137		135		210		166		

【ポイント】

小学校におけるいじめ態様については、「冷やかしやからかい」が最も多く(7割)、次いで「遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」(約3割)が多くなっている。悪ふざけや、ちょっとしたからかいがいじめのきっかけになっている様子がわかる。

また、「金品を盗まれる」、「パソコンや携帯電話での誹謗中傷」といったものも少数ではあるが発生しており、学校だけでの対応が困難なケースも今後増えていくことが予想される。

（2）中学校におけるいじめの態様（複数回答可）　　単位：件・％

	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R5年度 全国（参考）
	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	認知件数に対する割合
冷やかしやからかい、悪口等	23	55%	10	71%	18	82%	6	43%	19	73%	64%
仲間はずれや、集団による無視	5	12%	1	7%	3	14%	2	14%	5	19%	9%
遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	4	10%	1	7%	2	9%	1	7%	2	8%	14%
ひどく叩かれたり、蹴られたりする	2	5%	0	0%	0	0%	0	0%	1	4%	6%
金品をたかられる	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1%
金品を盗まれたり、壊されたりする	5	12%	1	7%	0	0%	0	0%	0	0%	5%
嫌なことや危険なことをされたり、させられたりする	9	21%	0	0%	0	0%	0	0%	2	8%	9%
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷される	8	19%	3	21%	1	5%	5	36%	1	4%	9%
その他（おせっかい等）	1	2%	0	0%	1	5%	1	7%	0	0%	3%
合計	57		16		25		15		30		

【ポイント】

　中学校におけるいじめ態様については、小学校と同様に「冷やかしやからかい」が最も多く（約7割）、次いで「仲間外れや、集団による無視」となっている。中学生になり、「叩く」といった直接的なものは減っているが、「嫌なことや危険なことをされたり、させられる」、「パソコンや携帯電話での誹謗中傷」といった、大人が気付きにくいいじめが発生している点に注意が必要である。

5 いじめの発見のきっかけ

(1)小学校におけるいじめの発見のきっかけ　　単位:件・%

	R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R5年度 全国(参考)
	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	認知件数に対する割合
学校の教職員等が発見した	15	18%	24	23%	25	25%	63	38%	51	40%	65.7%
学級担任	12	14%	9	9%	15	15%	29	17%	15	12%	9.1%
学級担任以外の教職員	2	2%	1	1%	1	1%	4	2%	7	5%	1.5%
養護教諭	1	1%	0	0%	0	0%	1	1%	0	0%	0.2%
スクールカウンセラー等の相談員	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0.1%
アンケート調査	0	0%	14	13%	9	9%	29	17%	29	23%	54.7%
学校の教職員以外からの情報で発見した	68	82%	80	77%	74	75%	104	62%	77	60%	34.3%
本人	25	30%	31	30%	34	34%	60	36%	23	18%	17.3%
本人の保護者	27	33%	37	36%	27	27%	33	20%	40	31%	12.3%
児童生徒からの情報	5	6%	10	10%	9	9%	9	5%	7	5%	3.3%
本人以外の保護者からの情報	9	11%	2	2%	4	4%	1	1%	4	3%	1.2%
地域の住民	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	0.1%
学校以外の関係機関	2	2%	0	0%	0	0%	1	1%	2	2%	0.2%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0.0%
合計	83		104		99		167		128		

【ポイント】

小学校におけるいじめの発見のきっかけは、令和5年度は、いじめの被害を受けた本人の保護者からが最も多く(約3割)、次いで学校のアンケート調査(約2割)、いじめの被害を受けた本人(約2割)となっている。保護者や本人からの情報提供で発見に至るケースが多く、徐々に率は上がっているが、学校での取組による発見の割合がまだまだ低いことに課題があると考えられる。

特にアンケート調査による発見の割合が全国と比較して低いことから、より効果的なアンケート調査の実施方法の検討や、学校に対してSOSを発信できる環境を作っていく必要がある。

（2）中学校におけるいじめの発見のきっかけ　　単位：件・％

		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R5年度全国（参考）
		件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	件数	認知件数に対する割合	認知件数に対する割合
学校の教職員等が発見した		3	7%	2	14%	9	41%	0	0%	3	12%	49.1%
	学級担任	1	2%	1	7%	0	0%	0	0%	2	8%	9.7%
	学級担任以外の教職員	2	5%	0	0%	0	0%	0	0%	1	4%	7.3%
	養護教諭	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0.7%
	スクールカウンセラー等の相談員	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0.3%
	アンケート調査	0	0%	1	7%	9	41%	0	0%	0	0%	31.0%
学校の教職員以外からの情報で発見した		39	93%	12	86%	13	59%	14	100%	23	88%	50.9%
	本人	29	69%	5	36%	8	36%	7	50%	14	54%	27.8%
	本人の保護者	7	17%	4	29%	2	9%	5	36%	9	35%	15.5%
	児童生徒からの情報	2	5%	1	7%	0	0%	0	0%	0	0%	5.5%
	本人以外の保護者からの情報	1	2%	1	7%	3	14%	2	14%	0	0%	1.6%
	地域の住民	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0.1%
	学校以外の関係機関	0	0%	1	7%	0	0%	0	0%	0	0%	0.2%
	その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0.1%
	合計	42		14		22		14		26		

【ポイント】

中学校におけるいじめの発見のきっかけは、令和5年度は、いじめの被害を受けた本人が最も多く（約5割）、次いで保護者（約 3.5 割）となっている。小学校と同様に保護者や本人からの情報提供で発見に至るケースが多く、学校での取組による発見の割合がまだまだ低いことに課題があると考えられる。

特にアンケート調査による発見の割合が全国と比較して低いことから、より効果的なアンケート調査の実施方法の検討や、学校に対してSOSを発信できる環境を作っていく必要がある（小学校と同じ）。